

日進市生涯学習プラザ指定管理料に関する資料

1 指定管理料について

(1) 指定管理料の考え方

指定管理料① = 維持管理運営費④ - 施設運営収入②

指定管理者の収入と支出の表

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	①指定管理料	指定管理料
		②施設運営収入	・利用料金収入※1 ・受託事業収入※2
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	③自主事業収入	・生涯学習推進事業収入 ・物販事業収入 ・その他の収入
		④維持管理運営費	人件費(職員の給与・賃金・社会保険料等の経費)、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受託事業費、その他経費など
	自主事業として行うことが可能な業務	⑤自主事業に係る費用	・生涯学習推進事業経費 ・行政財産目的外使用料 ・その他経費など

- ※1 利用料金収入
指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。
- ※2 受託事業収入
市から受託して事業の実施に伴う収入(資料代、参加者負担金等)

(2) 精算項目について

公的利用に係る施設使用料、修繕料、備品購入費及び受託事業費は、指定管理料金に含め実績に応じ年度末の精算の対象とします。

- A 公的利用に係る施設利用料
指定管理料に含める公的利用に係る施設使用料の減免想定額
年15,000円
- B 修繕料
指定管理料に含める修繕料の精算対象額
年550,000円(消費税込み)
- C 備品購入費
指定管理料に含める備品購入費の精算対象額(事前協議により承認したもの)
年55,000円(消費税込み)
- D 受託事業費
0円

(3) 指定管理提案額

	前回		実績4か年平均	今回	
	市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)		市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)
②施設運営収入 <消費税込み>	2,934,711	2,904,000	2,717,835	2,750,884	2,857,000
④維持管理運営費 <消費税込み>	15,935,512	15,785,000	17,381,556	19,277,164	18,499,000
①指定管理料 <消費税込み> ④-②=①	13,000,801	12,881,000	14,663,721	16,526,280	15,642,000
指定管理料 (精算額)	/		13,160,059	/	
上限額 (消費税込み)	13,000,000	/		16,500,000	/

(4) 債務負担行為額 (86,031,000円)

債務負担行為額は、指定期間が複数年度にわたり、本市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれるため設定する必要があるものです。

	指定管理料	提案額の1.1倍 (端数処理)
令和4年度	15,620,000	17,182,000
令和5年度	15,730,000	17,303,000
令和6年度	15,730,000	17,303,000
令和7年度	15,620,000	17,182,000
令和8年度	15,510,000	17,061,000
/		86,031,000

1.1倍の理由

- ①社会情勢の急激な変化があり、指定管理者の努力範囲を逸脱した事態があった場合に対応
- ②光熱水費など想定外の変動が予測される経費に対応
- ③精算項目による精算想定額を超えた経費に対応

日進市スポーツセンター指定管理料に関する資料

1 指定管理料について

(1) 指定管理料の考え方

指定管理料① = 維持管理運営費④ - 施設運営収入②

指定管理者の収入と支出の表

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	①指定管理料	指定管理料
		②施設運営収入	・利用料金収入※1 ・受託事業収入※2
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	③自主事業収入	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業収入 ・物販事業収入 ・その他の収入
		④維持管理運営費	人件費(職員の給与・賃金・社会保険料等の経費)、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受託事業費、その他経費など
自主事業として行うことが可能な業務	自主事業として行うことが可能な業務	⑤自主事業に係る費用	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業経費 ・行政財産目的外使用料 ・その他経費など

※1 利用料金収入

指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

※2 受託事業収入

市から受託して事業の実施に伴う収入(資料代、参加者負担金等)

(2) 精算項目について

公的利用に係る施設使用料、修繕料、備品購入費及び受託事業費は、指定管理料金に含め実績に応じ年度末の精算の対象とします。

A 公的利用に係る施設利用料

指定管理料に含める公的利用に係る施設使用料の減免想定額
年6,000,000円

B 修繕料

指定管理料に含める修繕料の精算対象額
年5,500,000円(消費税込み)

C 備品購入費

指定管理料に含める備品購入費の精算対象額(事前協議により承認したもの)
年1,320,000円(消費税込み)

D 受託事業費

指定管理料に含める受託事業の額
年2,200,000円(消費税込み)

(3) 指定管理提案額

	前回		実績4か年平均	今回	
	市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)		市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)
②施設運営収入 <消費税込み>	56,184,213	64,803,200	53,578,926	54,779,173	52,298,000
④維持管理運営費 <消費税込み>	142,498,336	149,063,200	128,339,931	136,745,938	134,198,000
①指定管理料 <消費税込み> ④-②=①	86,314,123	84,260,000	74,761,005	81,966,765	81,900,000
指定管理料 (精算額)	/		87,309,216	/	
上限額 (消費税込み)	86,300,000	/		81,900,000	/

(4) 債務負担行為額 (450,450,000円)

債務負担行為額は、指定期間が複数年度にわたり、本市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれるため設定する必要があるものです。

	指定管理料	提案額の1.1倍 (端数処理)
令和4年度	81,900,000	90,090,000
令和5年度	81,900,000	90,090,000
令和6年度	81,900,000	90,090,000
令和7年度	81,900,000	90,090,000
令和8年度	81,900,000	90,090,000
/		450,450,000

1.1倍の理由

- ①社会情勢の急激な変化があり、指定管理者の努力範囲を逸脱した事態があった場合に対応
- ②光熱水費など想定外の変動が予測される経費に対応
- ③精算項目による精算想定額を超えた経費に対応

日進市総合運動公園ほか指定管理料に関する資料

1 指定管理料について

(1) 指定管理料の考え方

指定管理料① = 維持管理運営費④ - 施設運営収入②

指定管理者の収入と支出の表

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	①指定管理料	指定管理料
		②施設運営収入	・利用料金収入※1 ・受託事業収入※2
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	③自主事業収入	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業収入 ・物販事業収入 ・その他の収入
		④維持管理運営費	人件費(職員の給与・賃金・社会保険料等の経費)、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受託事業費、その他経費など
自主事業として行うことが可能な業務	自主事業として行うことが可能な業務	⑤自主事業に係る費用	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業経費 ・行政財産目的外使用料 ・その他経費など

※1 利用料金収入

指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

※2 受託事業収入

市から受託して事業の実施に伴う収入(資料代、参加者負担金等)

(2) 精算項目について

公的利用に係る施設使用料、修繕料、備品購入費及び受託事業費は、指定管理料金に含め実績に応じ年度末の精算の対象とします。

A 公的利用に係る施設利用料

指定管理料に含める公的利用に係る施設使用料の減免想定額
年400,000円

B 修繕料

指定管理料に含める修繕料の精算対象額
年4,620,000円(消費税込み)

C 備品購入費

指定管理料に含める備品購入費の精算対象額(事前協議により承認したもの)
年330,000円(消費税込み)

D 受託事業費

指定管理料に含める受託事業の額
年165,000円(消費税込み)

(3) 指定管理提案額

	前回		実績4か年平均	今回	
	市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)		市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)
②施設運営収入 <消費税込み>	22,223,563	21,854,800	20,496,753	20,864,926	22,824,000
④維持管理運営費 <消費税込み>	77,925,221	76,806,400	80,517,285	74,658,429	76,524,000
①指定管理料 <消費税込み> ④-②=①	55,701,658	54,951,600	60,020,532	53,793,503	53,700,000
指定管理料 (精算額)	/		55,098,705	/	
上限額 (消費税込み)	55,700,000	/		53,700,000	/

(4) 債務負担行為額 (295,350,000円)

債務負担行為額は、指定期間が複数年度にわたり、本市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれるため設定する必要があるものです。

	指定管理料	提案額の1.1倍 (端数処理)
令和4年度	53,700,000	59,070,000
令和5年度	53,700,000	59,070,000
令和6年度	53,700,000	59,070,000
令和7年度	53,700,000	59,070,000
令和8年度	53,700,000	59,070,000
/		295,350,000

1.1倍の理由

- ①社会情勢の急激な変化があり、指定管理者の努力範囲を逸脱した事態があった場合に対応
- ②光熱水費など想定外の変動が予測される経費に対応
- ③精算項目による精算想定額を超えた経費に対応

上納池スポーツ公園指定管理料に関する資料

1 指定管理料について

(1) 指定管理料の考え方

指定管理料① = 維持管理運営費④ - 施設運営収入②

指定管理者の収入と支出の表

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	①指定管理料	指定管理料
		②施設運営収入	・利用料金収入※1 ・受託事業収入※2
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	③自主事業収入	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業収入 ・物販事業収入 ・その他の収入
		④維持管理運営費	人件費(職員の給与・賃金・社会保険料等の経費)、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受託事業費、その他経費など
収入	自主事業として行うことが可能な業務	⑤自主事業に係る費用	・スポーツ教室及びレクリエーション教室等の事業経費 ・行政財産目的外使用料 ・その他経費など

※1 利用料金収入

指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

※2 受託事業収入

市から受託して事業の実施に伴う収入(資料代、参加者負担金等)

(2) 精算項目について

公的利用に係る施設使用料、修繕料、備品購入費及び受託事業費は、指定管理料金に含め実績に応じ年度末の精算の対象とします。

A 公的利用に係る施設利用料

指定管理料に含める公的利用に係る施設使用料の減免想定額
年150,000円

B 修繕料

指定管理料に含める修繕料の精算対象額
年1,430,000円(消費税込み)

C 備品購入費

指定管理料に含める備品購入費の精算対象額(事前協議により承認したもの)
年110,000円(消費税込み)

D 受託事業費

0円

(3) 指定管理提案額

	前回		実績4か年平均	今回		
	市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)		市の積算額	指定管理者提案額 (5か年平均)	
②施設運営収入 <消費税込み>	10,699,806	10,795,000	9,597,655	9,693,602	10,112,000	
④維持管理運営費 <消費税込み>	30,664,219	30,663,600	32,228,748	32,967,167	33,086,000	
①指定管理料 <消費税込み> ④-②=①	19,964,413	19,868,600	22,631,093	23,273,565	22,974,000	
指定管理料 (精算額)	/		18,675,323	/		
上限額 (消費税込み)	19,900,000	/		23,200,000	/	

(4) 債務負担行為額 (126,357,000円)

債務負担行為額は、指定期間が複数年度にわたり、本市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれるため設定する必要があるものです。

	指定管理料	提案額の1.1倍 (端数処理)
令和4年度	22,974,000	25,271,000
令和5年度	22,974,000	25,271,000
令和6年度	22,974,000	25,271,000
令和7年度	22,974,000	25,272,000
令和8年度	22,974,000	25,272,000
/		126,357,000

1.1倍の理由

- ①社会情勢の急激な変化があり、指定管理者の努力範囲を逸脱した事態があった場合に対応
- ②光熱水費など想定外の変動が予測される経費に対応
- ③精算項目による精算想定額を超えた経費に対応